

事務連絡
令和3年4月19日

まん延防止等重点措置区域に指定されていない都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への
重点的検査等の実施に向けた準備について

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「新集中的実施計画」という。）の策定及び実施をお願いしております。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、令和3年4月2日に宮城県、大阪府及び兵庫県が、同月9日に東京都、京都府及び沖縄県が、同月16日に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が定められました。これらの区域においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月16日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）に基づき、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、「措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施」、「措置区域内の歓楽街等で陽性者がした場合の重点的検査の実施」を行うこととされています。

このため、これらの区域の高齢者施設等については、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」（令和3年4月5日、同月9日及び同月16日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（別添1、別添2及び別添3））において、できる限り週に1回程度、少なくとも2週間に1回程度の検査を実施することとし、新集中的実施計画の見直しや実施状況の報告等を要請しております。

つきましては、地域における感染状況等も踏まえつつ、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定される可能性がある区域においては、指定された場合、速やかに高齢者施設等への頻回検査等が実施できるよう、管内の保健所設置市等と連携の上、あらかじめ検査体制等の準備を行っていただきますようお願いいたします。

以上

(別添1)

事務連絡
令和3年4月5日

重点措置区域の都道府県 衛生主管部(局) 御中
(宮城県・大阪府・兵庫県)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

まん延防止等重点措置区域における
高齢者施設等への重点的検査等の実施について

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について(要請)」(令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画(以下「新集中的実施計画」という。)の策定及び実施をお願いしております。

今般、令和3年4月2日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域が定められるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、「措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施」、「措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施」を行うこととされました。

これを受けて、まん延防止等重点措置区域に指定された都道府県におかれましては、重点的検査における基本的な考え方を下記のとおりお示いたしますので、これを踏まえて、新集中的実施計画の見直しも含めて、措置区域と連携の上、一層の取組を推進いただきますようお願いいたします。

記

1. 高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、感染多数地域においては施設の感染者が判明していない場合であっても定期的に検査を実施することを要請しています。

さらに、今般、重点措置区域である都道府県及び措置区域に定められた区域のある保健所設置市においては、高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施を行うものとされました。

これらの趣旨を十分踏まえ、新集中的実施計画について、以下の①から④までの考え方を踏まえた見直しを行い、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」においてお示しした様式を別添1のとおり変更するので、これにより4月7日までに見直し後の計画を厚生労働省に提出してください。また、頻回検査の実績については、⑤のとおり報告をお願いします。

① 対象施設

対象となる施設を適切に設定してください。施設種別及び具体的な施設の設定に当たっては、集団感染を防止すること、それにより医療提供体制への負荷の増大を防止することの重要性を踏まえ、例えば、規模の大きい施設により重点を置く等により選定してください。

② 対象者

施設の従事者は必ず対象としてください。入所者を対象とする場合も、従事者と入所者の頻度を分けて、従事者の検査の頻度を多くする等の方法であっても差し支えありません。

③ 検査の頻度

まん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、できる限り週に1回程度実施してください。その際、対象施設については、上記①のとおり、重点化して差し支えありません。

全ての対象施設において週に1回程度実施することが困難な場合であっても、少なくとも2週間に1回程度は実施してください。

週に1回の検査を実施するに当たっては、例えば、週の初めに施設がだ液採取容器を受け取り、速やかに配布し、週の中頃に検体を回収し、週の後半で検査結果の通知を受けるといった具体的なスケジュールが関係者間で共有できるよう、民間検査会社等の検査機関と調整を行ってください。

なお、対象施設において、週に1回程度の実施が困難な場合は、その理由を別添1様式の備考欄に記載してください。

④ その他

対象施設に実際に検査を受けていただくことが重要です。まん延防止等重点措置の趣旨に鑑み、周知徹底や働きかけを十分に行い、検査を受ける施設等を増やすための取組を行っていただくようお願いします。

また、これまでの事務連絡でお示しした検査の効率的な実施例等も踏まえ、確実な実施ができるよう、実施方法等の検討をお願いします。例えば、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」にもお示ししているように、民間検査機関に、施設からの検査の申込の受付から検査結果の通知等までを委託し、効率的に実施している例や、必要な検査能力の確保及び検査の効率的な実施の観点から検体プール検査法を積極的に活用している例も参考にしてください。

⑤ 頻回検査の実績報告

重点措置区域の都道府県等は、4月12日以降、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」での報告と同様、毎週月曜日に頻回検査の実績を厚生労働省に提出してください。報告様式については、同事務連絡においてお示しした様式を別添2のとおり変更するので、これにより、報告してください。都道府県は管内の保健所設置市分の計画の取りまとめをお願いします。

2. 歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査

重点措置区域である都道府県及び措置区域に定められた区域のある保健所設置市においては、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kanrakugai_houkokusyo.pdf）に示された取組、並びに下記①及び②の内容を踏まえて、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査を実施してください。

①検査の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染が確認された従業員の濃厚接触者に限らず、同じ店舗等で働いていた従業員も含め実施するとともに、従業員の行き来がある他店舗等の従業員等についても重点的に実施してください。さらに、歓楽街等で感染拡大の予兆を探知した場合には、探知した内容等に応じ、速やかに重点的な検査を実施してください。

②重点措置区域の都道府県等は、歓楽街等への重点検査の実績を厚生労働省に提出してください。報告については、別紙3により、報告してください。都道府県は管内の保健所設置市分の実績の取りまとめをお願いします。

都道府県から厚生労働省への報告は、1.と同様に4月12日以降、まん延防止等重点措置の期間中、毎週月曜日に所定の様式（別紙3）により報告してください。

以上

(別添 2)

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 9 日

重点措置区域の都道府県 衛生主管部 (局) 御中
(東京都・京都府・沖縄県)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

まん延防止等重点措置区域における
高齢者施設等への重点的検査等の実施について

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について(要請)」(令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画(以下「新集中的実施計画」という。)の策定及び実施をお願いしております。

今般、令和3年4月9日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、宮城県・大阪府・兵庫県に加えて、東京都・京都府・沖縄県が定められました。新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年4月9日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定)においては、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、「措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施」、「措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施」を行うこととされています。

これを受けて、まん延防止等重点措置区域に指定された都道府県におかれましては、重点的検査における基本的な考え方を下記のとおりお示いたしますので、これを踏まえて、新集中的実施計画の見直しも含めて、措置区域と連携の上、一層の取組を推進いただきますようお願いいたします。

記

1. 高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、感染多数地域においては施設の感染者が判明していない場合であっても定期的に検査を実施することを要請しています。

さらに、今般、重点措置区域である都道府県並びに措置区域に定められた区域のある保健所設置市及び特別区においては、高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施を行うものとされました。

これらの趣旨を十分踏まえ、新集中的実施計画について、以下の①から④までの考え方を踏まえた見直しを行い、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」においてお示しした様式を別添1のとおり変更するので、これにより4月14日までに見直し後の計画を厚生労働省に提出してください。また、頻回検査の実績については、⑤のとおり報告をお願いします。

① 対象施設

対象となる施設を適切に設定してください。施設種別及び具体的な施設の設定に当たっては、集団感染を防止すること、それにより医療提供体制への負荷の増大を防止することの重要性を踏まえ、例えば、規模の大きい施設により重点を置く等により選定してください。

② 対象者

施設の従事者は必ず対象としてください。入所者を対象とする場合も、従事者と入所者の頻度を分けて、従事者の検査の頻度を多くする等の方法であっても差し支えありません。

③ 検査の頻度

まん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、できる限り週に1回程度実施してください。その際、対象施設については、上記①のとおり、重点化して差し支えありません。

全ての対象施設において週に1回程度実施することが困難な場合であっても、少なくとも2週間に1回程度は実施してください。

週に1回の検査を実施するに当たっては、例えば、週の初めに施設がだ液採取容器を受け取り、速やかに配布し、週の中頃に検体を回収し、週の後半で検査結果の通知を受けるといった具体的なスケジュールが関係者間で共有できるよう、民間検査会社等の検査機関と調整を行ってください。

なお、対象施設において、週に1回程度の実施が困難な場合は、その理由を別添1様式の備考欄に記載してください。

④ その他

対象施設に実際に検査を受けていただくことが重要です。まん延防止等重点措置の趣旨に鑑み、周知徹底や働きかけを十分に行い、検査を受ける施設等を増やすための取組を行っていただくようお願いします。

また、これまでの事務連絡でお示しした検査の効率的な実施例等も踏まえ、確実な実施ができるよう、実施方法等の検討をお願いします。例えば、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」にもお示ししているように、民間検査機関に、施設からの検査の申込の受付から検査結果の通知等までを委託し、効率的に実施している例や、必要な検査能力の確保及び検査の効率的な実施の観点から検体プール検査法を積極的に活用している例も参考にしてください。

⑤ 頻回検査の実績報告

重点措置区域の都道府県等は、4月19日以降、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」での報告と同様、毎週月曜日に頻回検査の実績を厚生労働省に提出してください。報告様式については、同事務連絡においてお示しした様式を別添2のとおり変更するので、これにより、報告してください。都道府県は管内の保健所設置市分及び特別区の計画の取りまとめをお願いします。

2. 歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査

重点措置区域である都道府県並びに措置区域に定められた区域のある保健所設置市及び特別区においては、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」に示された取組、並びに下記①及び②の内容を踏まえて、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査を実施してください。

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kanrakugai_houkokusyo.pdf)

- ① 検査の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染が確認された従業員の濃厚接触者に限らず、同じ店舗等で働いていた従業員も含め実施するとともに、従業員の行き来がある他店舗等の従業員等についても重点的に実施してください。さらに、歓楽街等で感染拡大の予兆を探知した場合には、探知した内容等に応じ、速やかに重点的な検査を実施してください。
- ② 重点措置区域の都道府県等は、歓楽街等への重点検査の実績を厚生労働省に提出してください。報告については、別紙3により、報告してください。都道府県は管内の保健所設置市分及び特別区の実績の取りまとめをお願いします。

都道府県から厚生労働省への報告は、1.と同様に4月19日以降、まん延防止等重点措置の期間中、毎週月曜日に所定の様式（別紙3）により報告してください。

以上

(別添3)

事務連絡
令和3年4月16日

重点措置区域の都道府県 衛生主管部（局） 御中
（埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

まん延防止等重点措置区域における
高齢者施設等への重点的検査等の実施について

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「新集中的実施計画」という。）の策定及び実施をお願いしております。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が追加されました。新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月16日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）においては、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、「措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施」、「措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施」を行うこととされています。

これを受けて、まん延防止等重点措置区域に指定された都道府県におかれましては、重点的検査における基本的な考え方を下記のとおりお示いたしますので、これを踏まえて、新集中的実施計画の見直しも含めて、措置区域と連携の上、一層の取組を推進いただきますようお願いいたします。

記

1. 高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、感染多数地域においては施設の感染者が判明していない場合であっても定期的に検査を実施することを要請しています。

さらに、今般、重点措置区域である都道府県並びに措置区域に定められた区域のある保健所設置市及び特別区においては、高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施を行うものとされました。

これらの趣旨を十分踏まえ、新集中的実施計画について、以下の①から④までの考え方を踏まえた見直しを行い、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」においてお示しした様式を別添1のとおり変更するので、これにより4月21日までに見直し後の計画を厚生労働省に提出してください。また、頻回検査の実績については、⑤のとおり報告をお願いします。

① 対象施設

対象となる施設を適切に設定してください。施設種別及び具体的な施設の設定に当たっては、集団感染を防止すること、それにより医療提供体制への負荷の増大を防止することの重要性を踏まえ、例えば、規模の大きい施設により重点を置く等により選定してください。

② 対象者

施設の従事者は必ず対象としてください。入所者を対象とする場合も、従事者と入所者の頻度を分けて、従事者の検査の頻度を多くする等の方法であっても差し支えありません。

③ 検査の頻度

まん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、できる限り週に1回程度実施してください。その際、対象施設については、上記①のとおり、重点化して差し支えありません。

全ての対象施設において週に1回程度実施することが困難な場合であっても、少なくとも2週間に1回程度は実施してください。

週に1回の検査を実施するに当たっては、例えば、週の初めに施設がだ液採取容器を受け取り、速やかに配布し、週の中頃に検体を回収し、週の後半で検査結果の通知を受けるといった具体的なスケジュールが関係者間で共有できるよう、民間検査会社等の検査機関と調整を行ってください。

なお、対象施設において、週に1回程度の実施が困難な場合は、その理由を別添1様式の備考欄に記載してください。

④ その他

対象施設に実際に検査を受けていただくことが重要です。まん延防止等重点措置の趣旨に鑑み、周知徹底や働きかけを十分に行い、検査を受ける施設等を増やすための取組を行っていただくようお願いします。

また、これまでの事務連絡でお示しした検査の効率的な実施例等も踏まえ、確実な実施ができるよう、実施方法等の検討をお願いします。例えば、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」にもお示ししているように、民間検査機関に、施設からの検査の申込の受付から検査結果の通知等までを委託し、効率的に実施している例や、必要な検査能力の確保及び検査の効率的な実施の観点から検体プール検査法を積極的に活用している例も参考にしてください。

⑤ 頻回検査の実績報告

重点措置区域の都道府県等は、4月26日以降、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」での報告と同様、毎週月曜日に頻回検査の実績を厚生労働省に提出してください。報告様式については、同事務連絡においてお示しした様式を別添2のとおり変更するので、これにより、報告してください。都道府県は管内の保健所設置市分及び特別区の計画の取りまとめをお願いします。

2. 歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査

重点措置区域である都道府県並びに措置区域に定められた区域のある保健所設置市及び特別区においては、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」に示された取組、並びに下記①及び②の内容を踏まえて、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査を実施してください。

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kanrakugai_houkokusyo.pdf)

- ① 検査の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染が確認された従業員の濃厚接触者に限らず、同じ店舗等で働いていた従業員も含め実施するとともに、従業員の行き来がある他店舗等の従業員等についても重点的に実施してください。さらに、歓楽街等で感染拡大の予兆を探知した場合には、探知した内容等に応じ、速やかに重点的な検査を実施してください。
- ② 重点措置区域の都道府県等は、歓楽街等への重点検査の実績を厚生労働省に提出してください。報告については、別紙3により、報告してください。都道府県は管内の保健所設置市分及び特別区の実績の取りまとめをお願いします。

都道府県から厚生労働省への報告は、1.と同様に4月26日以降、まん延防止等重点措置の期間中、毎週月曜日に所定の様式（別紙3）により報告してください。

以上